



子どもと障害者(児)の ための手当制度

子どものための手当制度や、障害者(児)のための
さまざまな手当制度をご紹介します。
必要な手続きはそれぞれ異なりますので
詳しくはお問い合わせください。

子どものための

手当制度

▼子育て支援課

☎23局3513 FAX23局3545

児童手当

【対象】

中学校修了前の児童を養育している方
(15歳に達した年度の末日まで)

【所得制限】

有(平成24年6月分から)

※所得超過の場合、特例給付あり

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

6・10・2月の7日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
0～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了までの第1子・第2子	10,000円
3歳以上小学校修了までの第3子以降(注)	15,000円
中学校修了まで	10,000円
特例給付(所得超過者)	5,000円

(注)18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童を、年長者から順に数えて第3子以降のことをいう

【対象】

児童扶養手当

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の

障害(身障手帳1～2級程度)の状態
にあり、18歳以下(18歳に達した年度の
末日まで)の児童(児童が障害者の
場合は20歳未満)を養育している方
/ただし、公的年金の受給者と児童
が父または母の障害年金の加算対象
になっているときは適用除外

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の11日(原則)

区分	支給額	支給額 (H25.10月分～)	
		全部支給	一部支給
1人目	全部支給	41,430円	41,140円
	一部支給	41,420円 ～9,780円	41,130円 ～9,710円
2人目	1人目に5,000円加算		
3人目 以降	1人につき3,000円加算		

※所得により支給制限があります。
手当受給開始6年目から、未就労の方は手当額が2分の1
となる場合があります。

年1回、8月1日から31日までに現況届を提出することにな
っています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

愛知県遺児手当

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父
または母がいない家庭、父または母
が重度の障害(身障手帳1～2級、
療育手帳A判定)の状態にあり、
18歳以下(18歳に達した年度の末

日まで)の児童を養育している方

/ただし、公的年金の受給者と児
童が父または母の障害年金の加算
対象になっているときは適用除外

【支給月日】(申請月の当月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限が
あります。

年1回、8月1日から31日
までに所得状況届を提出
することになっています。
必要書類などは受給者あ
てに郵送します。

田原市遺児手当

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父
または母がいない家庭、父また
は母が重度の障害(身障手帳1～
2級、療育手帳A判定)の状態
にあり、18歳以下(18歳に達した
年度の末日まで)の児童を養育
している田原市に住所がある方

【支給月日】(認定月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき2千500

円)※所得により支給制限があります。
年1回、8月1日から31日までに所得状況
届および遺児養育証明書を提出すること
になっています。必要書類などは受給者あ
てに郵送します。